

パブリックコメント(市民意見提出手続き)

都市計画マスタープラン(素案)について

市民の皆さんのご意見を募集します

市では、現在、都市計画マスタープラン策定に向け、市民懇談会や市民説明会を開催し、検討を重ねています。このたび、頂いたご意見を踏まえ、素案をとりまとめました。この素案について、概要をお知らせするとともに、パブリックコメントを実施します。

対象 18歳以上の市内在住・在勤・在学の方および市内に事業所等を有する法人その他の団体

意見の提出方法・提出先 次のいずれかの方法で住所・氏名・案件名「都市計画マスタープラン」を明記し、提出してください。

直接または郵送(〒202 8555西東京市役所保谷庁舎都市計画課(ア)ファクス(☎)38・2022) 電子メール(市ホームページから)

提出期間 11月26日(水)～12月26日(金) 検討結果の公表 平成16年3月(予定)

都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、市や市民主体の「協働のまちづくり」を推進することの必要性が高まり、平成4年に都市計画法が改正され制度化された、市のまちづくりの方針です。

田無市・保谷市の各々が、平成12年に策定していましたが、合併に伴い、今回、統合・再編して、改めて策定するものです。

「まちづくりの目標の共有化」「各種のまちづくりの相互の連携の強化」などの役割を果たします。

位置づけ 市の「基本構想」の定める施策内容のうち、特に都市づくりに焦点をあてた方針です。

道路・公園・住宅など分野別のまちづくり計画の指針となる、いわゆる「西東京市のまちづくりの憲法」ともいえます。

緑・水辺・都市景観の方針 「公園・広場の整備」、「まちの中の緑の充実」、「親しみやすい水辺空間の整備」、「緑と水のネットワークの形成」、「魅力ある景観形成」の5つの視点から、緑と水辺の環境づくりと良好な都市景観の形成を進めます。市民との協働による取り組みも重視していきます。

交通網整備の方針 「体系的な道路網の整備」、「人にやさしい歩行空間の整備」、「公共交通網の整備」の3つの視点から、市内の交通網の整備を進めます。

防災まちづくりの方針 「防災性の高い市街地の形成」、「治水対策の推進」、「崖崩れ対策の推進」の3つの視点から、市内の防災性の向上に努めます。

地域の防災力を高めるための体制整備にも努めます。

人にやさしいまちづくりの方針 「安全で快適な建築物の整備」、「安全で快適な屋外空間づくり」の両面から、人にやさしいまちづくりを進めます。

地域別構想 「全体構想」、「地域別構想」、「構想実現化方策」から構成します。

全体構想 基本理念 「みどりの保全と継承」、「安全・快適な住宅都市の形成」、「まちの活力と魅力の創出」、「様々な市民ニーズへの対応」を基本理念とします。

将来都市像 『豊かなみどりに包まれた、安全でやさしさの感じられる住宅都市。にしようきょう』とします。

土地利用の方針 「緑の保全を基調とした土地利用の推進」、「住宅を中心とした土地利用の維持」、「まちを活性化させる土地利用の推進」を基本的考え方とします。

「(仮称)こどもの総合支援センター」構想に対するご意見をお寄せください

子育て支援計画策定委員会が策定を進めていた「(仮称)こどもの総合支援センター」についての基本的な考え方(構想)の案がまとまりました。その内容をお知らせするとともに、案に対するご意見を募集します。

「(仮称)こどもの総合支援センター」構想(案)

基本的な考え方 1 理念 「西東京市子育て支援計画」の基本理念および基本方針を踏まえるとともに、障害を持つ、持たないにかかわらず、地域の中で、子どもたちが一緒に育つという視点にたち、すべての子どもの健やかな育ちを支援する。

子育ての担い手である家族が互いに支え合い、子育ての楽しみを共感できる。よつな環境、「ワイワイガヤガヤ、みんなで楽しく子育てし合う子育て環境」を整えるための拠点施設とする。

2 位置付け 新市建設計画における「子ども家庭支援センター」と「こどもの発達支援センター」の2つの施設機能を統合した施設とする。

各関係機関と連携しながら、みんなで楽しく子育てし合う子育て環境「ネットワークを構築し、子育て支援の拠点施設とする。」

3 機能 発達に関する専門相談と支援、子育て家庭への支援に関する相談およびサービス調整に関する機能を統合化することにより、一貫したサービスの提供をする。

さまざまな人が集い、語り、考え、動き、協力することを基本とし、子育て家庭と地域との新たな結びつきを整えるために、地域で子育てを支えあう意識の醸成や人をつなぐ基盤づくりをする。

これらの機能を果たすために、必要となる専門家と恒常的な支援に適切な指導員を配置する。5つの機能区分 1) 窓口・情報提供機能「子育てネットワークの構築」

「子育てひろば」はすべての親子が、自由に楽しく集う場所である。ノーマライゼーション( )を基本にしながら、ゆっくり成長をすすめる子どもたちのグループへは必要に応じ専任指導員の支援を行う。

また、子育て中の親の情報交換やグループづくりの支援・青少年ボランティアの場・母子保健業務のフォローをする等、躍動的な広場機能を果たす。

4 療育機能 (発達に気になる子どもへの支援として、専門家(小児神経科医、言語指導、機能訓練等)による療育および幼稚園・保育園等に巡回指導を行い、保育士等への助言や併行通園児への療育支援を図る。また、保育園・児童館との連携を図ることで、ノーマライゼーションの促進に努める。

5 救済・回復機能 親と支援者のための講座・研修等を支援するとともに親子がリフレッシュできる施設支援を検討する。

ノーマライゼーション…健常者と障害者等が隔てなく一緒に暮らす社会にすること

意見を募集します

対象 市内在住・在勤・在学の方および市内に事業所を有する法人その他の団体 意見の提出方法・提出先 次のいずれかの方法で、住所・氏名・案件名(仮称)こどもの総合支援センターを必ず明記し、提出してください。

